

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 15 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 20 日

第十管区海上保安本部長 坂巻 健太（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 宮崎県串間土木事務所
 - (2) 住所 宮崎県串間市大字西方 8970
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 付図のとおり
 - (2) 期間 令和 6 年 7 月 25 日まで（うち 14 日間）
- 3 水路測量の実施方法
 - (1) 測深 マルチビーム音響測深機を使用する
 - (2) 測位 GNSS による
- 4 航行船舶に対する安全処置
作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）福島港 赤塗りで示す区域

